

ご利用料金について

ウィズトークスのご利用料は、児童福祉法に基づく児童発達支援事業の法定利用料に則っています。

基本利用料（児童指導員等加配加算(言語聴覚士)・福祉専門職員配置加算Ⅲ・専門的支援体制加算（言語聴覚士）を含む）

	12,350円
個別サポート加算Ⅰ（3歳未満）	100円/日
欠席対応時加算Ⅰ	940円/日
※ご利用日の前々日・前日・当日にご連絡いただいた欠席に対して月4回まで	
欠席対応時加算Ⅱ（30分未満のご利用）	940円/日
送迎対応加算	540円/片道
処遇改善加算	月額報酬の8.1%
事業所内相談支援加算（トークスでの面談等）	1,000円/回（月1回まで）
関係機関連携加算（保育園・幼稚園等での会議等）	2,000円/回（月1回まで）
家庭連携加算（訪問によるご相談）	1h未満 1,870円 / 1h以上2,800円 （月2回まで）

ご利用金額は1ヶ月の合計金額の10%となりますが、実際に各ご利用者様から頂く金額は、**受給者証に記載されている負担上限月額以下となります。**

<例>負担上限額が4600円の方が、
ウィズトークスを平日7回利用された場合
 $12,350円 \times 7日 = 86,450円$ となりますが、
ご利用者様にお支払いただく料金は4600円となります。

<ご参考：利用者負担上限額>

世帯所得	お支払料金
非課税世帯	0円
年収約890万円まで	月額上限 4600円
年収約890万円以上	月額上限37200円

但し、世帯構成員全ての合算で決定されます。

- * 3歳のお誕生日以降の4月1日から、6歳のお誕生日を迎えた年度の3月31日までのご利用は**無償化対象**となりますので、自己負担額は**0円**になります。（別紙1）
- * ご利用児のご兄弟が保育園、子ども園、障害児通所支援施設等をご利用の場合、**多子軽減措置**の対象になることがあります。（別紙2）
- * 他の事業所もご利用の方は、全ての利用事業所のご利用料の合算から、限度額内での調整を行いますので（「上限額管理」といいます。）ご利用料が変わります。これについてはその都度ご説明させていただきます。
- * ウィズトークスでは、毎月の教材費等の設定はございません。個別に使用をお願いするものがある時は、その都度ご相談させていただきます。